

# 平成 28 年度 都市税制改正に関する意見

平成 27 年 8 月 20 日  
全 国 市 長 会

# 平成 28 年度 都市税制改正に関する意見

## ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の 7 割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

## 車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保等

自動車取得税については、消費税率（国・地方）10%時に廃止するとされているが、その税収の 7 割が交付されている市町村においては、特に大きな減収となることから、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。

また、軽自動車取得時の環境性能課税については、新たな税制上の仕組みであり、条例の制定や納税者への周知に一定の期間が必要であることから、平成 28 年度税制改正において具体的な制度設計を行うこと。

## 償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持

固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

とりわけ償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

平成 27 年 8 月

全国市長会

# ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税収の約7割が市町村に交付

ゴルフ場利用税交付金

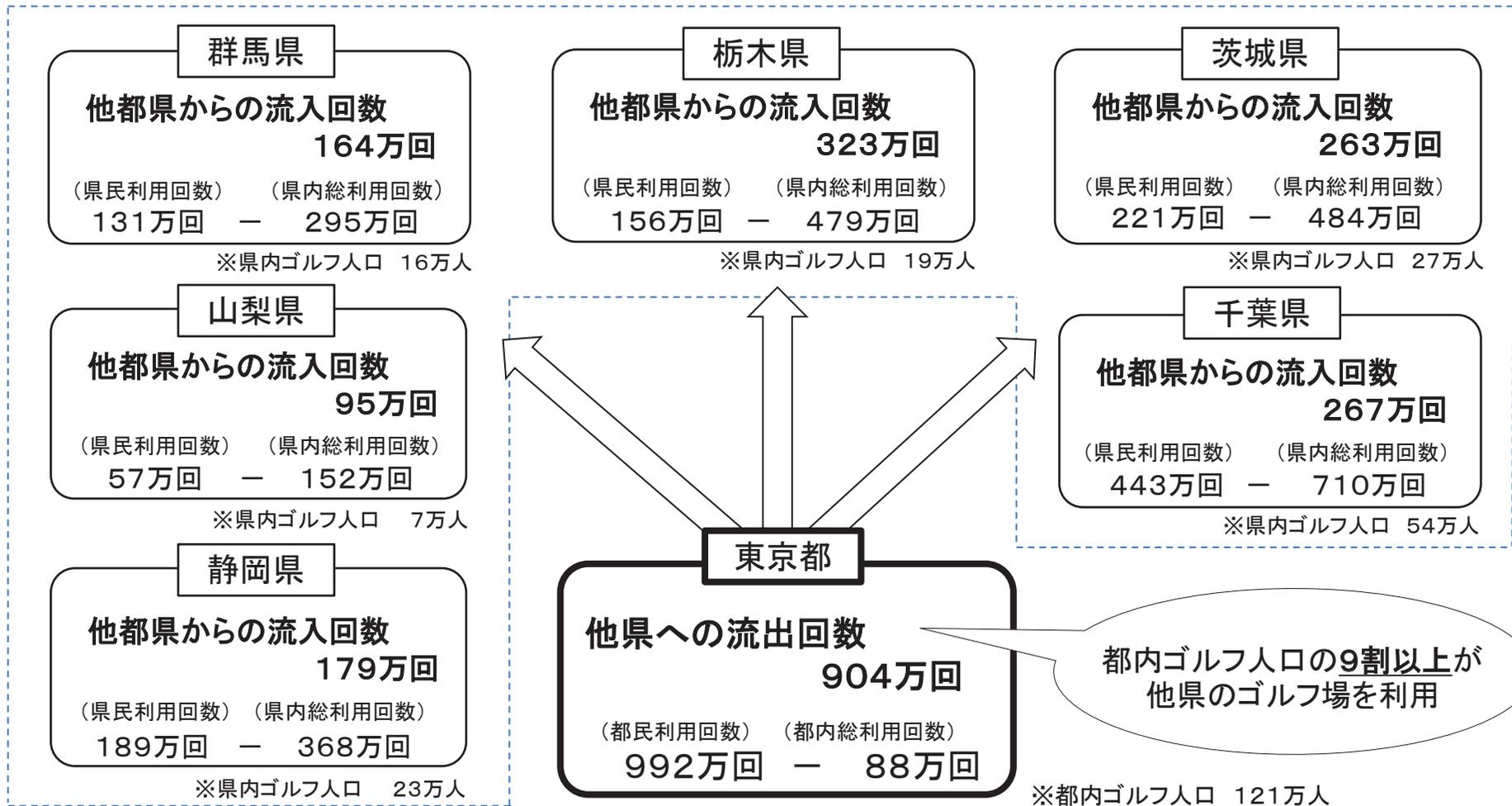
**350億円**

- 所在市町村、特に財源の乏しい中山間地域の団体にとっては、極めて重要な財源。
- 税収は、ゴルフ場へのアクセス等周辺道路の整備・維持管理等に充当。
- 18歳未満、70歳以上及び障がい者並びに国体のゴルフ競技や学校の教育活動は非課税。

# 東京都のゴルファーの他県ゴルフ場の利用回数について(推計)

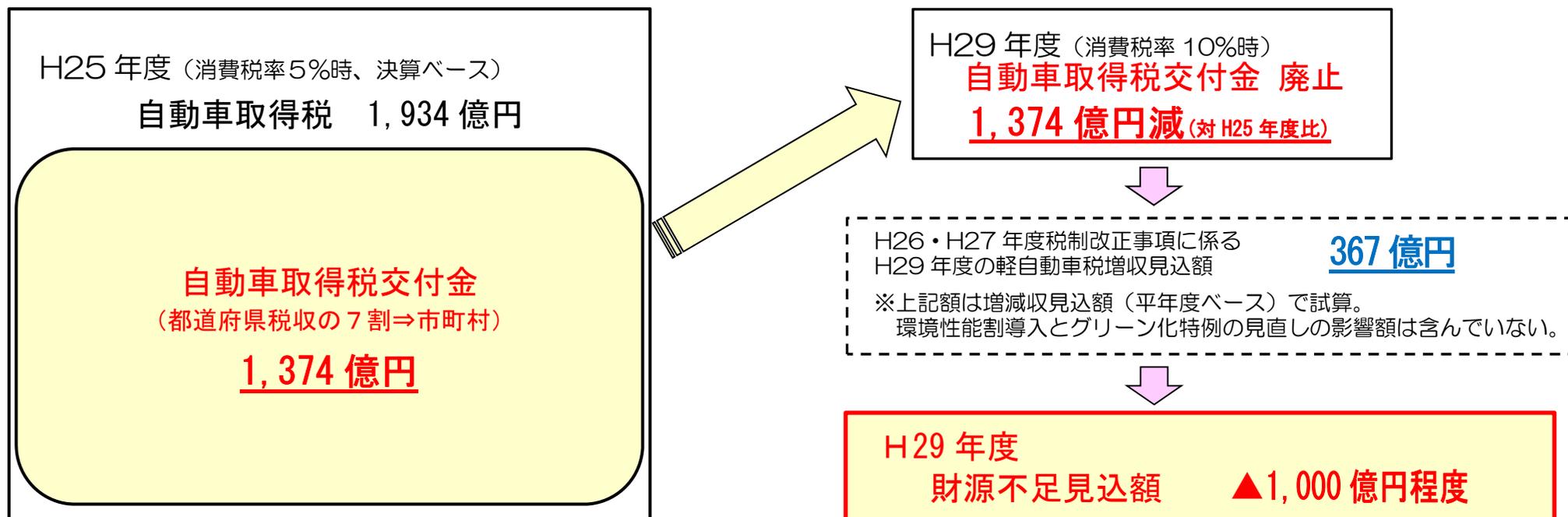
未定稿

東京都のゴルファーは約900万回も他県でプレーしており、特段の負担なく他県の行政サービスを楽しむことは不公平。



- ・「県内(都内)ゴルフ人口」は、ゴルフ場又は練習場を利用した人数であり、「平成23年社会生活基本調査」における「スポーツの種類別行動者数」による。
- ・「県民(都民)利用回数」は、県内(都内)ゴルフ人口に、上記の都県、神奈川県及び埼玉県における平均ゴルフ場利用回数(3,189万回/390万人/≒8.2回)を乗じて推計。
- ・「県内(都内)総利用回数」は、「ゴルフ場利用税の課税状況等からみたゴルフ場の数・利用者数等」(一社日本ゴルフ場事業協会)における各都道府県別の「延利用者数」より。
- ・神奈川県及び埼玉県においても、県民利用回数が県内総利用回数を超過し、他都県へ流出している(神奈川県:284万回、埼玉県:112万回)が、上記の図においては、その傾向が顕著な東京都の例を图示。

## 自動車取得税（交付金）廃止に伴う代替財源の確保



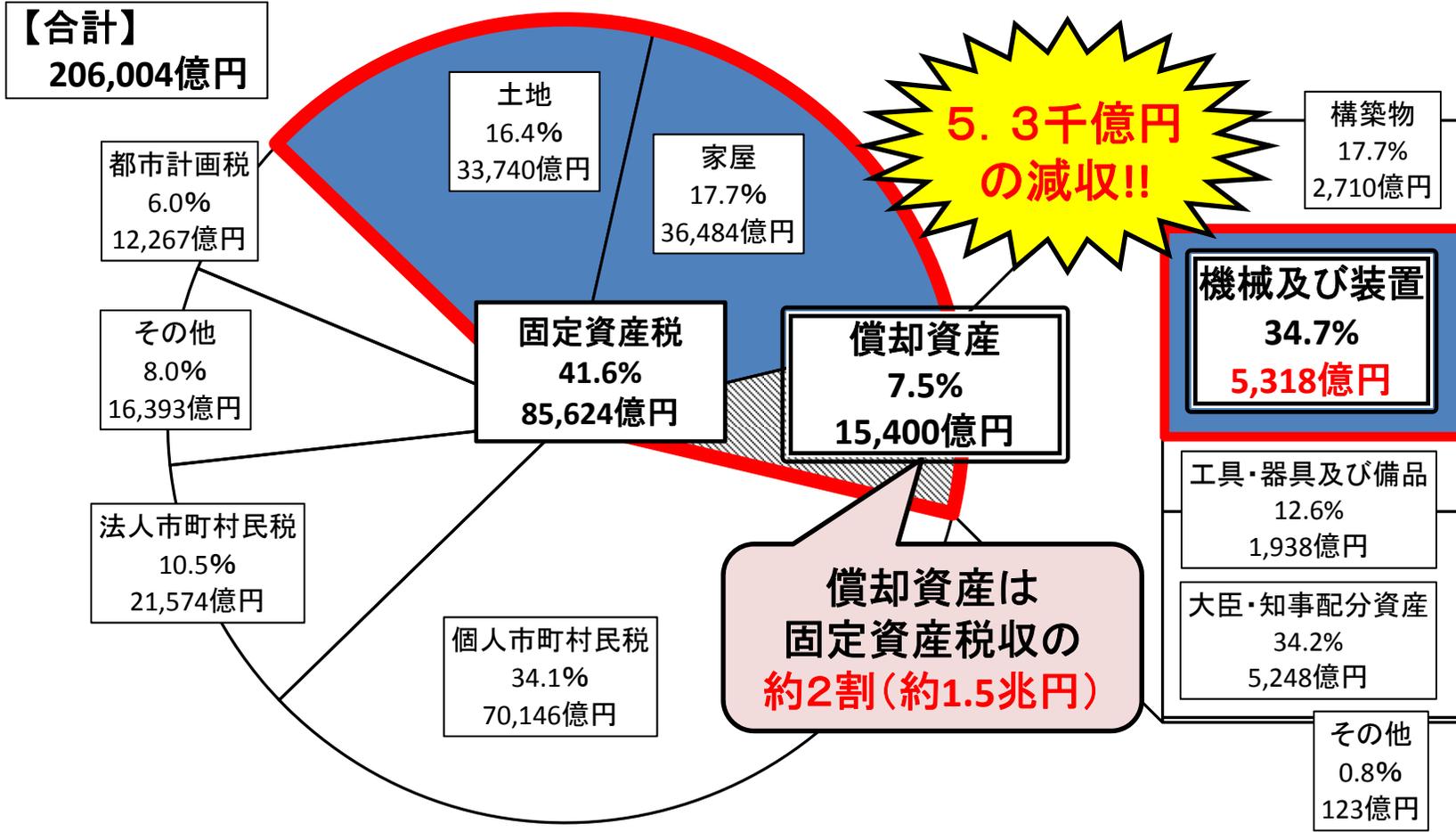
○自動車取得税（都道府県税）は、市町村にとってもその税収の7割が交付されている貴重な財源。

○自動車取得税（交付金）廃止に伴う市町村の影響額を、仮に軽自動車税（市町村税）のH26・H27年度税制改正事項（四輪車等の標準税率の引上げ等）分の増収で補うにしても、H29年度には1,000億円程度の財源不足が見込まれる。

○自動車取得税交付金が交付されている各市町村の財政運営に支障が生じないように、当該交付金の廃止に伴う代替財源を確実に確保していただきたい。

# 市町村の税収内訳に占める償却資産課税の割合

平成25年度決算  
(超過課税分を含む)



(注) 1 償却資産の内訳は、平成25年度概要調査の「償却資産の価格等に関する調」における償却資産の種類ごとの課税標準額に1.4%を乗じて算定。このため償却資産の税額の合計額は一致しない。  
2 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。